

第5期
(平成24～26年度)

練馬区介護保険事業計画にかかる検討課題
「地域包括支援センターを中心とする相談支援体制の充実」

検討結果報告書

平成23年8月

練馬区地域包括支援センター運営協議会

【総論】

練馬区の地域包括支援センター（高齢者相談センター）は、平成 18 年度に区直営で 4 ヶ所（本所）を設置し、平成 19 年度には社会福祉法人等に業務を委託し 19 ヶ所の支所を設置した。現在、支所は 22 ヶ所となりそれぞれの本所と連携して高齢者の相談支援にあたっている。

練馬区の本所支所体制は支所の地域機能と本所の基幹機能の連携を基本としているが、区民や介護サービス事業者等には本所支所それぞれの役割がわかりにくく、また、本所支所間においても担当範囲が曖昧になっている部分が見られる。効率的な高齢者支援のために、改めて役割分担の明確化を含めた本所支所体制の見直しが求められる。

高齢者相談センターの基本業務のひとつである高齢者虐待や権利擁護への対応は、高齢者の基本的人権に関わる重要な業務である。これらの相談は年々増加しているところであり、高齢者相談センターによる的確な対応が求められる。

第 5 期介護保険事業計画では医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携して要介護者を支援する「地域包括ケアシステム」の構築が求められており、その中心としての高齢者相談センターの重要性が高まっている。医療を含めた地域との連携の構築が望まれる。

【施策別の提言】

1 効率的な相談支援体制の構築

- (1) 平成 22 年 8 月に区内の介護支援専門員を対象に実施した「高齢者相談センターに関するアンケート調査」においても、本所と支所の役割分担の明確化を求める声が見られる。地域の身近な相談機関である支所と、区直営で法的措置を伴う対応を行う本所という位置づけを基に、よりわかりやすい役割分担を確立する必要がある。
- (2) 支所職員のうち採用状況が厳しい保健師（看護師）については、区が積極的に人材確保を支援すべきである。
- (3) 介護予防プラン作成委託や認定調査の受託法人への委託により、高齢者相談センターの業務の重点を高齢者虐待対応や困難事例の支援に置く考えには賛成であるが、委託したプランについては、適正かつ適切にサービス提供が行われているかを高齢者相談センターがきちんと最終的に確認する体制を確保する必要がある。

(4) 高齢者相談センターの相談支援体制を効率化することと同時に、例えば区立施設などの身近な場所から高齢者相談センターへつながる仕組みなど、より広い相談窓口のネットワークについても検討が望まれる。

2 高齢者相談センターの対応力の強化

区民が身近な支所や本所で、十分な相談対応や支援が受けられるよう、職員の能力の向上を図るなど、地域により対応の差が生じることのない体制を目指すことが求められる。

また高齢者相談センター全体の対応力の向上を目指すことが必要である。そのために、職員を対象とした効果的な研修方法や必要な研修テーマを工夫することが求められる。

3 高齢者相談センターの整備

区内にはどの支所からも遠い「支所の空白地域」が存在している。この地域の解消のため、新たに支所を設置し、担当地域を再編することが必要である。

4 高齢者虐待対応の充実強化

高齢者虐待を含む権利擁護の対応件数が増加している。

特に高齢者虐待については、全ての相談に適切に対応できるよう、相談体制を確立することが求められる。

また、相談にあらわれていない潜在的な高齢者虐待等についても、高齢者相談センターの関与が行われるような情報収集等の仕組みの検討が望まれる。

5 高齢者相談センターと医療との連携強化

高齢者相談センターを中心とした地域包括ケアシステムを構築し、医療と介護の連携を進めるために、支所に介護・医療いずれの分野についても十分な経験・知識を有する職員を配置した、在宅療養相談窓口の設置が求められる。さらには、区と医師会との協議の場が重要である。その協議の場以外にも、具体的にどのような形で連携ができるのか検討の必要がある。

また、連携する相手方として医師会のほかに、歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨師会等との幅広い連携も考える必要がある。